

令和4年度 第1回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 4月 19日(火)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、武田委員 欠席-井上委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長

4. 会議録に署名すべき委員の指名

服部委員、武田委員

土居教育長：

日程第1

これより、第1回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30~)

日程第2

本日の会議録署名委員は、服部委員さん、武田委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

議案第1号 邑南町教育委員会事務局組織規則の一部改正についてをお願いします。

三上生涯学習課長：

議案第1号 邑南町教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと、資料、新旧対照表を載せてございます。まず組織の係等について無くなっているものと名称の変更したものが載せてあります。東京パラリンピック合宿招致推進室が無くなりまして、新たに共生社会推進係を、それから地域づくり推進係が地域づくり係に改正でございます。それ以降につきましては、それぞれの係の中の分担事務について、新たに増えたもの等がございますので、それぞれ載せてございますが、6分の4ページのところからになります。図書係についての現在分担事務をしているもので増えたものを載せております。続いて公民館係についても載せております。それから次のページの人権教育係、それから地域づくり係、社会体育係と分担事務を載せており、オリンピック・パラリンピックの推進室については、共生社会推進係として載せております。それから一番下に施設管理係を載せてございます。これについても学校教育課の方には施設管理係がありましたので、改めて生涯学習課の方にも施設管理係を載せております。以上です。

土居教育長：

生涯学習課の規則を一部改正するという事で、東京パラリンピックの昨年終わりましたので、合宿招致推進室を共生社会推進係に変えていこうということ。それから施設管理係も学校教育と同一の係ということで本庁から示されましたので、係を変えていこうという、そういう規則改正です。議案1号についてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

地域づくり推進が推進を取ったんですね、これ。

三上生涯学習課長：

はい。

森岡委員：

その取った意図ってというのは、今年からの事業の範囲にどんな風が変わってくるんですか。といいますのは、ええですかもう一個ばつと質問しました。推進係と地域づくり係でしょ、そうなってくると、多分ニュアンスがすごく違うと思うんですよ。地域づくりになってくると、なんか感じとして一歩踏み込んで、その社会教育がやっていくんかというところであれば、今後どういうふうに関今年から反映していくのかというのを聞きたい。

服部委員：

すいません、ついでに、総合地域づくりのところに出前講座と食育推進が、係が増えておる、係が増えている言うちゃあいけんね。係の中に入っとるんだけど、これ出前講座も食育推進も前からあったと思うんですけど、これどっかから回ってきたんです。

三上生涯学習課長：

いや、以前から入ってなかったもので、今現在やっているもので入っていないものを。

服部委員：

ああなるほど、元々ここの地域推進みたいところでやってたのは、やってた。

三上生涯学習課長：

はい。すみませんちょっと総務課とのところで確認のところをしっかりとれていないこともありますので、これについて地域づくり推進係のままにで進めさせて、規則をそのまま推進係としてさせてもらえたらと思います。

森岡委員：

ということは、変更しないということですか。

三上生涯学習課長：

はい。

森岡委員：

なぜそう言うかというのはその意図がわからないので、そのことは説明してください。

三上生涯学習課長：

確認不足で。

森岡委員：

町長部局から言われたからというのは多分筋違いだと思うんですよ。これについては教育委員会の、要するに5人の教育委員会で議案になってますんで、あこが一概に言ってきたから簡単に変えて、やっぱり変えますじゃあ、それちょっと教育委員会の姿勢として非常にまずいんじゃないんですかね。やっぱり教育委員会の姿勢を考えていくと、でもう一辺ちょっと考えていただくということで、ここは推進係が生きるということですか。

三上生涯学習課長：

推進係で、はい、生きるということに。

森岡委員：

そんな簡単に、すいません、なんかね、議論をして下さいよ、そういうのは。全然その簡単に規則がぼんとそんなことで、この場ではわかりました、変えますじゃあ、全然そのなんですかね、主旨がわからんし、規則の意味がわからんし、その規則というものの重要性なんですかね、我々要するに条例とか規則とかそういう中で仕事をするわけじゃないですか、基本は。条例主体の法令主義なんで、簡単にやっていや方針変えますじゃ、それは絶対まずいですよ。そんなことではいじゃあというて、やるのは私個人とすればこの議案実施に反対させてもらわにゃあやれん思う。もう今すぐじゃなくていいですから、どういう趣旨で、教育委員会やったんだと、でもそれを考えてみるとやっぱり、だから訂正しますということをちゃんと説明してもらわんと、今のじゃ簡単に手をあげて、そいじゃあ下ろしますじゃあ、議会でもそがあなことをやりゃあおお叱りになりますよ。それはちょっと真剣に考えてください。で、今日中に回答いただけるんなら、この中で、もう手間はかからんし、そうじゃなかったら、次回にまわすということで、これは規則保留にするか。ただ4月1日から始まりますんで規則が、そうですね。急ぐんなら今日中に、今日聞かれて議会事務局に確認をしてもらうて、なかでね、どういうふうになるからやる。やったんだけどこういう理由で取り下げる分の話はしてください。もう一点、ええですか。東京パラリンピック合宿招致推進室が、共生社会に変わっていますよね。それは教育長言われたようにもう招致無くなったんで、そうなんでしょうけど。中を見ると、要はフィンランドとの交流推進ほとんど

ある、レガシーとかずっとやってきたことですよね。それでいいんですけど、その下に共生社会推進云々とあるんですが、実は折角その共生社会推進係というふうにやっていくんだと、教育委員会というのはもう一個大きな目標があると思うんですよ。要はユネスコ、そうですね。多分教育委員会の中に入っていると思いますよ、ユネスコというのが。そのことが折角なんで、何も入ってないですよね、どこにも。そういうふうな共生社会の中で、位置づけられるんなら、その辺とこも今回入れて、やっぱりユネスコの問題は、やっていくべきだと思うんですよね。教育委員会のありますよユネスコ。なかったかいな。ユネスコってというのは国レベルの教育で、世界レベルのね。なんかユネスコってあると思うんですよ。で、折角ならそういうなのどっかに入れて欲しいですよね。うちの事務委任の条例の中にユネスコなかったですかいね。

高瀬学校教育課長：

言葉的にはあったかどうか。発想としてはもちろん確かにですけど、言葉的にはあったかな。

森岡委員：

ユネスコというのは大事なんで。

土居教育長：

社会教育だけに限定にならないでしょう、ユネスコは。

森岡委員：

ちょっと条例を見せて、載ってないかな。まあ時間がたつんで、ちょっとその辺を検討してもらえばと思うんですよね。特にユネスコってというのは教育委員会の中ではある意味非常に重要なところを占めるという気がするんですけど。

武田委員：

ちょっと細かいところなんですけど、社会体育のところと文化財のところから受付が抜けてるみたいなんですけど、受付はやってたけどやらなくなるということなんですかね。管理保全、受付と受付の文言が、文化財のとこと社会体育、社会体育施設の管理保全、受付に関することの受付がどちらも同じように、無くなるようになってるみたいなんですけど。受付が別のところになるって意味なのか、管理の中に受付が入るという意味なのかと思って読んでたんですが、どうなのか。社会体育が5ページで文化財が6ページのところ、受付の文言が抜けてる。受付しとられますよね、ですよね。これ消す意味がよくわからないと思ったり。

土居教育長：

施設関係があるけえでしょう、受付というの、体育施設も文化施設も。

武田委員：

外部がやっているという。

三上生涯学習課長：

施設管理係に含めるという。

武田委員：

含めるということですかね。管理という言葉に含まれる。

服部委員：

社会体育施設言うたら。

武田委員：

体育館ですよ。

土居教育長：

体育館です。

服部委員：

体育館、あまりがちがちにそういったんじゃね、公民館になるんですよ。

土居教育長：

公民館と合体してる体育施設もあるし、個別のもあるんで。

服部委員：

あんまりこの係だから、ここはしませんなんていうことになる、めんどくさいことになりますよね。公民館行って使わせて下さいって、言おう思うたら、社会体育係に言ってください、ということじゃあめんどくさいから、あまりがちがちに管理保全ぐらいに入れといたほうがね。

武田委員：

そういう意図なんですかね。私はどちらでもいいですけど、意図がどっちなのかなと思って。

三上生涯学習課長：

管理に。

服部委員：

管理のところに入るとしておいた方が。

土居教育長：

実際にはやっとする。

武田委員：

ですよ。

森岡委員：

さっきのすいません。ええですか、ユネスコというのが今みたいうちの事務委任の中に載ってないんですけど、ただ教育っていう中で多分ユネスコっていうのは位置付けをしてあったと思うんですよ。教育委員会という中でね。その辺を調べてみてもらえれば。それと、共生社会のところもう一辺、教育プログラムに関することっていうのはここがやるんですよ。非常になんか教育プログラムなんていうと複雑だと思うんですけど。それともう一点、教育プログラムに関するのと国際交流活動に関することってなってますよね。本来国際交流っていうのは、邑南町の場合には総務課が持ってたんじゃないですかね。違うんですかね。

高瀬学校教育課長：

国際交流は、一応総合的な窓口部分は総務課になってますが、実質はまあ生涯学習課のほうで。

森岡委員：

なっている。

高瀬学校教育課長：

はい。

森岡委員：

向こうが無くなって、こっちにくる。

高瀬学校教育課長：

いや、向こうは向こうで、いわば全体的な受付部分の、国際交流のかなり幅が広いんで。その中でこの部分だけは生涯学習課部分もあれば、ですけど、総体的にはすべて総務課です。

森岡委員：

ですよね、大体、どこの行政もそうなんですけど。あえてそこにうちがあがってきたということになってくると、ALTとかその辺の関係ということですか。

高瀬学校教育課長：

まあどちらかというところに、部分のところは主になりますかね。

森岡委員：

わかりました。もう一個、その教育プログラムに関することっていうのはどういうこと。

土居教育長：

共生社会の実現のために学校で行ったり、社会教育で行ういろんなプログラムの開発をしていこうということでしょう。

森岡委員：

それは生涯学習課がやることですか、この係が。

三上生涯学習課長：

そうです。

森岡委員：

そういうことであるならしっかり頑張ってもらわんと、恐らく一生涯学習課の係の問題というよりは、邑南町全体の教育という部分で非常に重要部分を占めてくると思うんですよねこれ。その辺も踏まえて今後予算的な問題とか、いろいろやっていかれんと。これ要は、しつこいようですが新たに出来る事なんで、今回。今やっておかんと、どんな議論をしたんかということをよく聞かれることもあるんで、聞くんですけど。教育プログラムに関する事とか新たな部分がでてきますよね。今回、なかったこと。それについては、当初予算なんかにはちゃんといれて、どういう事業計画でやるんかということが入っとるんですか。

三上生涯学習課長：

規則には新たに入るんですが、もう以前からずっと事務分担としては載っていたものがほとんど。

森岡委員：

教育プログラムもですよ。

三上生涯学習課長：

はい。

土居教育長：

補助金で活用して幕を作ったり、したですよ、八田君やら山口君やら。

森岡委員：

それは、教育プログラムなんです。

三上生涯学習課長：

はい。

森岡委員：

今教育長言われた分だと新しい改革があったんですけど、今までとそれは違うんじゃないですかね。

土居教育長：

障がい者理解を進めるための教育プログラムの一環として、補助金を活用して、去年やった。

服部委員：

あれやっばりこれになるとか。

土居教育長：

はい、はい。

森岡委員：

そういう部分の教育プログラムということですか。

三上生涯学習課長：

はい。共生社会を推進をしていくための教育プログラムということで。

森岡委員：

まあ時間がないんでここでそんな議論をしても、ただ共生社会というのは最近使われてるんですけど、町長も言ってますよね、一人も取り残さないとか、取りこぼさないという中での共生社会であるなら、ただここだけでそんなぽろっとやる、共生社会とは違うと思うんだよね。でもこんな係では、こんな事務文書をあげとるのうちだけなんでしょ。向こうでもあるんですかね。非常に大事なことですよね、共生社会というのは。その辺は、教育委員会でやるということの規則改正なら、やっていただくやらにやいけんと思いますよね、予算の問題もでてくるんで、わかりました。ただ推進係、地域づくりと地域づくり推進係はなぜかという部分、説明をしていただかんと。

土居教育長：

他の系の推進が付いている係と付いていない係があるよね。この度、共生社会推進だけ推進を付けたのは、勢いを付けて取り組んでいこうという、そういうあれであって、東京パラリンピック合宿招致推進室という推進が付いているのは、新たに取り組んでいこうという、そういう意味で、推して進めて行こうというわけだから、新しい係が出来た時には、そういうふうにして勢いを付けて、取り組んでいこうという、で何年か経つと推進が取れていくというのが普通だと思いますがね。

森岡委員：

僕はええんですよ、共生社会推進係はええんですよ、別に問題ないんですよ。私が言うのはなぜ、最初になんですけど、地域づくり推進係が地域づくりになったんか、という分ですよね要は。というのはどういうふうに今年から予算的なことがあって、どういうふうに持って行くからなるんだという。その共生社会推進係は別になんだ問題ない。ただ、大本のユネスコの問題ぐらいのことで、それはまた別にしてもらおうということで、でそこを話をしたら、また、いや推進に戻しますと言われたので、実は規則なんかそんな簡単なものじゃないですよという議論されとるでしょ、ということで話をしたんです。というのは、恐らく推進係を地域作りにしてしまうと、たぶん内容がその今違うと思うんですよね。推進係でやってきた、様子を今から地域づくりに邁進していくぞというふうなことかもわからんです。今教育長さん、その推進の解釈だとか。実はこの部分は、いろんな問題を含めてくると思うんですよ、公民館の問題であるとか、今の公民館と地域の関わりとか地域づくりをどうするんかという部分なんかと、常にリンクをして推進が地域づくりだけ変えてしまうと、力強く今まで以上に推進というか、取り組んでいかにゃあいけませんよね。その辺との関係も含めてどうかという。まあ思っ、なんでとるの、なるのという話をちょっとしただけなんで、その辺多分意図があるんでしょうから、今日の閉会までに、教えていただいて、じゃ推進でいきましょうというならそうだと、でなければそうで。私勝手に言っとるから、その辺なりを他の委員さんにも聞いていただいて、そういう方向でいいんならそうしましょうとなればそうだし。

服部委員：

地域づくり推進係っていうのは、推進が付いてその係っていうのは何年ぐらい経つんです。

三上生涯学習課長：

合併した時に、そこでたぶん。

服部委員：

はあ、15、6年も、平成の14年でしたかいね。20年位経つとるということですかね。まあ推

進してきたけど、根付いたから推進とってっていうところでもいいんじゃないですか。

土居教育長：

社会体育推進係とか、人権教育推進係とか、みんな本来は推し進めるので、付けた方がいかもしれないけども、みんなその推進、推進するということを、ずっと文化財推進係とかいうことになる、同じになってしまうので、多分推進係という推進が付かなくても推進していかなきゃいけない係なんで、そこら辺をどういうふうにするかっていうことだと思うんですね。あえて共生社会推進というそこだけ残すのであれば、そこへ力を投じていくんですよという新しい係なんで、そこを中心、共生社会をやっていきましょうということがなんか見えてくる。全部本当は、本来だとどっこも推進していかなきゃいけない係なんだけども、それをあえてとって共生社会だけを付けるということも、見せ方としてあるのかなあと思います。だから議案ですので、ここで議論をしてもらって、教育委員会としてはこうですよという考え方を示せばええと思うんですよ。

森岡委員：

もう1点すいません。これ係ですよ全部ね、一応。規則で係があがってきますよね、係ということになってくると、辞令で係長が全部係をやりますよね、で、地域づくり推進係じゃなくて、地域づくり係長になってないですかひょっとして辞令は。そうでしょ。地域づくり係長になつてのをじゃあ推進係にかえて、今日から係長でええですよという話にならんでしょう。本来は4月1日辞令を出すときに、大体人事権は教育委員会にあるんですよ、この5人に、町から言うてくるんで、ぱっとやるんですけど、本来その前に、それはそうであっても、これでどうだと議論しなければいけない。そういうことが出来てないんで、恐らく向こうがこれでやってきたんで、変えましょうということなんでしょ。今から課長推進係に変えますと言うて、辞令も直さなきゃいけない、でしょ。そうなってくると、職員記録から全部直さなきゃいけない、あがあですよ。誰々が何年何月に何々係長とか、高瀬課長ありますよね記録として。

高瀬学校教育課長：

あります。

森岡委員：

今簡単にそう言われたけど、我々がいいですよと言ってしまうと、全部ここから町に向けて変えてかにはあいいけん、もう一辺4月1日の時点まで帰らにゃいいけんありますよね。だから、別に推進取った、とらんという部分は、なぜなったんですかという部分聞くのはそこだったんですよ。だから簡単に付けると言われたら、そう簡単に出来るもんだらうかなとそう解釈できる、それはでもできんですよ。人事の発令していることを、今日ここで議決できんかったけえ、直しますっていうのはできんですよ。

高瀬学校教育課長：

辞令は4月1日に遡ることはできないので、もしここでそういう議論になって、総務課協議でもしこれが推進という言葉が入ってくると、新たな事例発令ということになってきますので。

森岡委員：

なりますよね。

高瀬学校教育課長：

そうなるんじゃあそれまでの課のどうだったかというところにも入ると思いますので、簡単に戻しますっていうのは。

森岡委員：

実際できん。

高瀬学校教育課長：

まあ、現実問題難しいのかなあと思ひまして。

森岡委員：

それはそうなんで、別にその生涯課長さん何か、言う意味じゃないですよ。ないんですけど、そういう話ボーンと簡単に出たんで、ちょっとびっくりしたし、それならどんなふうな議論をしたってのがわからなかったんで、聞いたと。まあその部分は、こういう思いで変わったんだという部分、うちなりにですよ。整理してもっと話をしてもらえりゃあいいと。ということで、もう一回すいません。

服部委員：

推進を落とした、落としてもいい、落としたままにしておいて、説明程付けて、後聞かせてもらやあいいということ。

森岡委員：

それが今日難しかったら、次の時でもいいんで、また一応整備をして、なぜかっていう部分を話を中で議論をしながらでも、報告してもらおうということで、別に無理難題そこ言うたわけじゃないんですけど、そういうふうに又戻しますじゃなんかずさんで、ちょっと嫌味じゃないですけど、いいのそれでっていうことで話を聞いたんで、議論ということで。

三上生涯学習課長、教育委員：

はい。

土居教育長：

ほかご質問ありませんか。

服部委員：

施設管理係が新しくなりましたが、これはやっぱりあちこち老朽化とかそういうことの問題が大きくなってきたということなんですかね。

土居教育長：

そうじゃなくて、施設管理は前からあったんですよ。

服部委員：

ええ。

土居教育長：

教育委員会の中に施設管理を一緒にして、やってくれという。

服部委員：

学校教育課にもありますよね、施設管理係。生涯学習課にも作りましょうと。

土居教育長：

そうです。今Mさんが支出係でやってもらってるんですけども、それも学校教育課、生涯学習課一緒に伝票を、支出伝票をきっておって。

服部委員：

まあなかなか大変だろうと。

土居教育長：

そういうことです。施設管理をおいいで、一緒にやった方がええという判断があったという。

服部委員：

まあ社会教育でも、公民館でもみんな施設管理っていうのはそれぞれ付いているんだけど、また改めて施設管理係っていうのがあから、何か問題でもあるのかなと思ったんですが。補助するみたいな感じになるんですかね。公民館にもありますよね、管理保全。から社会体育のところにも管理保全。

三上生涯学習課長：

どちらかといいますと、集中的に施設管理係の方がそれぞれの建物等の把握をきちん

としながら、管理をしていくところが必要だろうということで。

服部委員：

なるほどね、日々の管理はそこで使っとる人が、まあ本当は。私は知りませんという訳にはいかないでしょうからね。わかりました。

土居教育長：

他質問ございませんでしょうか。

教育委員：

ございません。

土居教育長：

無いようですので、議案第1号邑南町教育委員会事務局組織規則の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

森岡委員：

さっき言った分ほどはまた整理してください。

土居教育長：

はい。続いて議案第2号令和4年度邑南町小中学校主任等発令意見具申についてお諮りをいたします。それでは事務局。

高瀬学校教育課長：

議案第2号令和4年度邑南町立小中学校主任等発令意見具申についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、口羽小学校から始まり、小学校8校中学校3校からそれぞれ主任等発令通知書が来ております。それぞれの学校のところでの主任等名、それから期間と、期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日のところまでで、各教職員の方にここにあります主任等の名の発令が、通知が来ているものでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

主任等が学校によって違いがありますが、管理規則では意見具申を求める主任等は決められておって、それ以外、学校によっては、付け加えて意見具申を求めているものも

ありますので、小中で見てください。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員：
ありません。

土居教育長：
それでは、議案第2号令和4年度邑南町小中学校主任等発令意見具申について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：
了

土居教育長：
では続いて、議案第3号令和4年度地域コーディネーターの委嘱についてお諮りをいたします。では事務局お願いします。

三上生涯学習課長：
議案第3号学校支援地域コーディネーターの委嘱についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきまして、1年の任期でございますので、本年のコーディネーターの3名に関しての委嘱についてでございます。以上です。

土居教育長：
羽須美地域がkさん、瑞穂地域がMさん、石見地域がYさんの方をお願いをしたいと思います。これについては県の社会教育課の補助金を一部としております。活動していただいた日数に応じて補助金、報酬を支払うというようなことになっております。役割としては学校の要望について地域の人を繋いでいくというような役割です。例えば家庭科でミシンを教えるという教材であれば、先生一人だと大変なんで、地域のミシン、洋裁をやっておられる方を見つけてきて、指導にあたってもらうとか、あるいは郷土料理を指導してもらう方を学校に探して欲しいといわれれば、そういう方を探してくるという、そういう学校と地域とを結ぶ役割を担う人が3名の方だという、思っていただけだと思います。ご質問ございませんでしょうか。

教育委員：
はい。

土居教育長：
議案第3号令和4年度地域コーディネーターの委嘱についてはご承認いただけますで

しょうか。

教育委員：
了

土居教育長：

続きまして議案第4号瑞穂ハンザケ自然館運営委員会の委嘱についてお諮りをいたします。では事務局説明をお願いします。

三上生涯学習課長：

議案第4号瑞穂ハンザケ自然館運営委員会運営委員の委嘱についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。次のページに資料として委員をあげさせてもらっております。7名とになっております。以上です。

土居教育長：

任期は、2年間。これについてご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：
はい。

土居教育長：

議案第4号瑞穂ハンザケ自然館運営委員会の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：
了

土居教育長：

続きまして、議案第5号邑南町郷土館活動推進協議会委員の委嘱についてお諮りをいたします。

三上生涯学習課長：

議案第5号邑南町郷土館活動推進協議会委員の委嘱についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。続きまして次のページに委員の名簿を載せております。以上です。

土居教育長：

これについてご質問ございますでしょうか。任期は2年間です。それでは無いようですので、議案第5号 邑南町郷土館活動推進協議会委員の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

日程第7 閉会宣言

以上で、第1回を終了します。 (~10:40)